

日本国憲法及び改憲案の定量テキスト分析による指向分析

吉井 千周¹

A Quantitative Text Analysis Study of the Japanese Constitution and Proposed Constitutional Amendments

Senshu YOSHII¹

(Accepted October 1, 2020)

Abstract Seventy-five years have passed since the end of World War II. In this context, there has been much debate on constitutional change in Japan, including the Liberal Democratic Party's "Draft for Revision of the Constitution of Japan," released in 2012. Other drafts and opinions on constitutional revision have been published and discussed. A bill on the procedures for constitutional revision has been enacted, which provides for a referendum and deliberation procedures in the Diet for constitutional revision, and the movement for constitutional revision is progressing. However, even in this atmosphere of constitutional change, the content of the argument for constitutional change is surprisingly little known. Besides, the Japanese Constitution is surrounded by the GHQ-occupation theory of "imposed constitutionalism," which the public has not recognized as a legitimate argument by constitutional scholars.

Therefore, this thesis analyzes the Japanese Constitution and the proposed constitutional amendments from an objective point of view based on a quantitative text analysis of the Japanese Constitution and the proposed constitutional amendments.

Keywords [Japanese Constitution, Constitutional Amendments, Quantitative Text Analysis]

1 はじめに

日本国憲法は、大日本帝国憲法第 73 条等の憲法改正手続きに従い帝国議会での審議を経て成立した。だが、連合国軍最高司令官総司令部（以下 GHQ）占領下で、マッカーサー草案が政府に示された後に制定されたという経緯から、日本国憲法の正当性を疑問視する人々から「押しつけ憲法」として長年改憲が主張されてきた。しかし、これまでの憲法学者の議論では、帝国議会での審議過程で多くの修正が加

えられ、また 25 条 1 項の生存権規定、17 条の国家賠償規定、40 条刑事補償規定といったマッカーサー草案に記されていない条文も見られる。そのため憲法学においては、自主性が認められた上での憲法改正であったと捉えるのが定説である。このような理由からか 1990 年代までは、結党当初から現行憲法の自主的改正を党是に掲げていた自由民主党（以下自民党）ですら、改憲について公の場で語ることは少なかった。

ところが、第二次世界大戦後 75 年がすぎた 2020

¹ 都城工業高等専門学校一般科目文科 General Education Division, National Institute of Technology(KOSEN), Miyakonojo College

年の今日、帝国議会において行われた議論が無視され、GHQ 占領下で作成されたということだけから「押しつけ憲法」として、改憲を求める人々の声は大きくなっている。自民党も 2012 年に発行したパンフレット『憲法改正草案 Q&A』において、「現行憲法は連合国軍の占領下において、同司令部が指示した草案を基に、その了解の範囲において制定されたものです」と述べ、押しつけ憲法論にのっとった改憲を主張する¹⁾。

2020 年の憲法記念日にあわせた各社の世論調査を見てみると、読売新聞調査では 49% の人々が「憲法を改正する方がよい」と回答し、朝日新聞調査では 43% の人々が「憲法を変える必要がある」と回答した^{注1)}。各社の世論調査のうちでも最も低い数値である毎日新聞調査でも 36% の人々が「憲法改正に賛成」と回答している^{注2)}。こうした世論を反映してか 2004 年以降を見ても、[表 1] のとおり幾多の改憲案が様々な団体より発表されている。

表 1 2004 年以降の憲法改正試案

改正案発表団体	改憲案名	発表年
読売新聞	読売憲法改正試案	2004 ^{注3)}
公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所	平和憲法試案	2005
新しい憲法をつくる国民会議（自主憲法制定国民会議）	日本国憲法	2006
自由民主党	日本国憲法改正草案	2012
公益社団法人日本青年会議所	日本国憲法草案	2012
ゲンロン	新日本国憲法ゲンロン草案	2012
産経新聞	国民の憲法	2013
公益財団法人松下政経塾 第 34 期生共同研究「憲法フォーラム」	日本国憲法改正草案	2015
憲法改正発議研究会	日本国憲法改正試案	2017

(著者作成)

これらの改憲案について、特に自民党による「日本国憲法改正草案」には多くの批判の声があがっている^{注4)}。しかし、改憲を巡る議論は、改憲派と護憲

派の両派が互いの陣営の内部で議論が行い、なかなかその溝が埋まらない状態になっている。例年 5 月 3 日に行われる憲法記念日の集会にしても、改憲派と護憲派がそれぞれに集会を開き、コメントを発表するという状態が続いており、そこには建設的な対話が見られるとは言いがたい。

本論文では、そうした状況を踏まえ、定量テキスト分析の手法を用い、現行の日本国憲法と各改憲案をなるべく客観的に比較する手法を提示し、今後の日本における憲法の在り方、対話をめぐる一つの材料の提案を試みる。

2 自民党改憲をめぐる経緯

以後の議論を進めるにあたり、本論文における解析の主流となった自民党の改憲論がどのような流れで出てきたのか確認しておきたい。

長年タブー視されていた改憲をめぐる状況が一変するのは、2000 年 1 月に召集された第 147 回通常国会において、衆参両議院での憲法調査会が設置されたことによる。国会議員 30 人以内、学識経験者 20 人以内からなるこの調査会は、日本国憲法に関する調査・研究・審議等を行うために委員会組織として設置された。こうした改憲をめぐる流れの中で自民党は 2000 年 6 月に実施された第 42 回衆議院総選挙において、24 の総選挙政策のなかの 23 番目に改憲論を記載した。翌 2001 年 4 月の自民党総裁選に小泉純一郎が出馬し、「聖域なき構造改革」を掲げて総理大臣に就任すると、この傾向がさらに加速する。小泉旋風と呼ばれた厚い支持層を背景に 2003 年 11 月に実施された第 43 回衆議院議員総選挙では、自民党結党 50 周年の 2005 年秋までに改憲草案をつくることを公約する。

2005 年 4 月、両院の憲法調査会は、それぞれの報告書を各議院の議長に提出した。報告書では、現在日本国内における改憲議論の主要トピックになっている第 9 条の改正だけにとどまらず、地方自治や外国人の人権についても活発な議論が行われ、同年 8 月に開催された第 167 回国会では、憲法調査会に代わり憲法審査会が設置され、日本国憲法および日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査を行い、日本国憲法改憲案の原案の発議も行うことができるようになった。

こうした流れをうけ、2005 年 10 月 28 日に開催された自民党結党 50 周年党大会で「新憲法草案」が発表となる²⁾。「新憲法草案」は、「新憲法起草委員会・要綱第一次素案」及びこれに基づいた「新憲法第一次案」さらに 10 月公表の「新憲法第二次案」

に修正を加えて完成する。その内容は、現行憲法第 11 章の「補則」の削除、第 2 章「戦争の放棄」を「安全保障」へと改称、自衛軍設置の記載（第 9 条 2）を行い、軍事裁判所（第 76 条）、環境権（第 25 条の 2）、犯罪被害者権利（第 25 条の 3）などの明記を行った。

各地の平和団体、いわば護憲派の新憲法草案への反発は大きく、各地で護憲派団体の活動が活発化した。また、2007 年の日本国憲法の改正手続に関する法律案をめぐる与野党協議の決裂で自民党と民主党の協力関係が崩れ、2007 年 7 月に行われた第 21 回参議院選挙において改憲を公約に掲げた自民党が参院選で大敗し、改憲の動きは沈静化するかに見えた。

だが改憲の動きは再度復活する。2011 年に発生した東日本大震災の対応などで、民主党政権への批判がおこったことなどから、自民党への再評価が生まれた。世論をうけ、2012 年 4 月 28 日のサンフランシスコ講和条約発効 60 周年に合わせ自民党は「憲法改正草案」を発表する³⁾。この改憲草案は、2005 年の新憲法草案では現実可能性に配慮し控えられていた復古的な要素が全面的に取り入れられている。天皇の元首化（第 1 条）、国防軍の設置（第 9 条の 2）、日章旗の国旗・君が代の国歌設定（第 3 条）などが記されている。

自民党は、2012 年 12 月に行われた第 46 回衆議院選挙において、被災地の復興に改憲をマニフェストに加え、議席数を大きく伸ばし与党に返り咲く。歴代最長の就任期間となった安倍首相は、積極的に改憲を唱える。また、それに対応する形で、[表 1] に示した他にも複数の改憲案が生まれることになる^{注 5)}。

3 計量テキスト分析による日本国憲法及び各改憲案の分析

3.1 計量テキスト分析による改憲案分析の利点

前章に記したような改憲をめぐる言説は、先に記した「押しつけ憲法論」をめぐる憲法学の学説はもちろん、法学をめぐる基本的な学説が顧みられないまま、特に SNS 等においては勝手な解釈が流布されかねない状況を生み出している。

通常、法律学においては条文の解釈・適用について主として以下の二つの立場がある。一つは、法律制定当時の立法者の主観的意思を探求し、その意思を法の解釈に再現するという「立法者意思説」である。もう一つは、立法者が立法当時に有していた意思ではなく、法律それ自体の意思を探求し解釈するという「法律意思説」である。現在日本では、法解

釈の主流は「立法者意思説」であるが、法律意思説も含め、科学的な知見から、法理論として確立しようとするには大きな意味がある。

しかしながら、こうした法学者の思索は人々には考慮されないまま、自説に有利になるように勝手に解釈されて流通されがちである。そこで、なるべく各人が勝手に解釈する余地を減らし、統計的な処理を用いて日本国憲法と自民党改憲案を分析してみたい。

今回は、「日本国憲法」「自民党憲法改正草案（以下「自民党案」）」に加え、多くの読者を有し国民の目に多く触れることになった「読売新聞憲法改正案（以下「読売案」）」「国民の憲法（以下「産経案」）」の 4 つの憲法及び改憲案を分析対象にする^{注 6)}。

3.2 計量テキスト分析の手法

今回の調査に使用する計量テキスト分析の手法を簡単に説明しよう。計量テキスト分析とは、文章中に登場する一つ一つの単語の登場頻度を計量し、さらに他の単語と一つの文章内での登場組み合わせをカウントしていく、という手法で文章の傾向を探る調査方法である。

もちろん、一つ一つの言葉には、複数の解釈が存在しうるため、こうした手段で憲法や改憲案の全てを分析的に捉えることは不可能である。上述した法律意思説や立法者意思説などに基づき、条文への批判的考察を行わなければならない。だが、その一方で計量テキスト分析には、一つ一つの条文中の単語に過剰に意味や意義を付け加えることがないため、文章の大まかな傾向を捉えることは可能になる。

また、計量テキスト分析では、手作業で行うことも可能ではある。だが莫大な時間がかかるため、専用のソフトウェアを利用するのが常道となっている。

今回使用するソフトウェアは、立命館大学の樋口耕一氏によって開発された KH Coder である^{注 7)}。KH Coder はテキスト型（文章型）データを統計的に分析するためのソフトウェアであり、アンケートの自由記述・インタビュー記録・新聞記事など、さまざまな文字データを分析することが可能となっている。

3.3 クレンジング作業の実施

今回の日本国憲法及び改憲案の分析には、まずクレンジング (cleansing) とよばれるテキストの修正作業が必要となる。文章化された日本語は、同じ事物を示す言葉であっても例えば「国際連合」、「国連」、「UN」(全角表記)、「UN」(半角表記)と複数の表記がある。これらを考慮せずに定量分析を行ってし

まうと、それぞれが別個の単語としてカウントされてしまう。

そのため、特に SNS などのように書き手が複数いる文章の定量テキスト分析では、各人が自由な表記を統一するクレンジング作業は必須である。その際には論文、各種辞典などを利用し、登場する地名や用語の表記をどれか一冊の書籍に準拠するようにしておく必要がある。しかし、それはクレンジング作業によって文章の細かいニュアンスを消し去りかねないため、通常のクレンジング作業では細心の注意が必要となる。

しかし、今回の日本国憲法及び各改憲案のテキスト分析においては、いずれのテキストも法律用語が使用されているため、必要最低限度のクレンジング作業を行えばよく、不必要にテキスト原文を修正しなくても分析が可能となる。今回の分析において唯一行ったクレンジング作業は、日本国憲法の旧かなづかいによる原文を現代仮名遣いに改めることのみであった。具体的には 1986 年 7 月 1 日告示、訓令された「現代仮名遣い」に関する内閣告示第一号に基づき、現代仮名遣いにあらためた。

3.4 前処理の実施

クレンジングの後に KH Coder を利用して行うのが「前処理」と呼ばれる作業になる。前処理とは、これから単語の頻度や結びつきを考えるにあたり、登場する文章を単語ごとに切り出す作業のことを差す。

例えば、日本語の「思う」という動詞には、「思わない」「思った」といった動詞変化がある。これをそのまま分析にかけてしまうとそれぞれが別の単語として扱われてしまう。単語の登場頻度をカウントする計量テキスト分析では、これらの活用変化が行われた動詞全てを同じ動詞として扱わなければならないが、手作業で全ての動詞を終止形に戻し、カウントを行うのは手間がかかる。

そこで KH Coder では、形態素解析ソフト「ChaSen」と「MeCab」を用いて日本語における動詞変化を考慮し、これらを一つの動詞「思う」と基本形に変化しカウントする。これらの形態要素解析ソフトは KH Coder と同時にインストールされる。なお、日本語同様、英語などの動詞の変化や各種短縮形を基本形に変化させる（例えば「isn't (=is not)」「I'd (=I would)」など）ソフトウェアも KH Coder には同梱されており、外国語の文章解析にも使用できる。

また複数の言葉が合成されてできた単語の取り扱いも調整が可能である。例えば、「国会議員」とい

う単語は、「国会」という言葉の使用と捉えるよりも「議員」という単語と結合した「国会議員」という一つの単語として捉えるほうが理にかなっている。そのため、言葉を取扱う際に不用意に単語を切り刻まないように調整（チューニング）を行ったほうがよい場合もある。

今回の分析では、「国会議員」「地方公共団体」「国務大臣」「日本国民」の単語を分割せず、一つの単語として捉えるよう処理を行った。これらのソフトを用いて各テキストの前処理作業を行うと、それぞれのテキストの文章数・単語数の分析結果が出る〔表 2〕。

表 2 日本国憲法及び各改憲案の文書数・単語数

	日本国憲法	自民党案	読売案	産経案
文章数	224	269	272	259
総抽出語	5,808	7,084	6,966	5,692
使用数	2,468	3,121	3,055	2,559

(著者作成)

こうして出された分析結果を元に KH Coder を用いた本格的な計量テキスト分析を進める。こうして抽出された憲法及び各改憲案の頻出語上位 20 のリストが〔表 3〕のとおりになる。一覧してわかるとおり、いずれも「法律」「定める」という言葉が頻出しており、このままでは特に互いのテキストの違いを見いだすことは難しい。

3.5 共起ネットワークの作成

前節でとりあげた前処理の実施や頻出語のリストアップだけではそれぞれの条文を分析対象とするのは難しい。そこで、このようにして取り出された登場頻度の高い単語が、他の単語とどのような形で使用されているか文中の同時使用回数別にカウントし、二次元空間にプロットするという作業を行う。こうしてできあがった図を「共起ネットワーク」と呼ぶ。

共起ネットワークは、一つ一つの文書で出現する単語（抽出語と呼ぶ）のそれぞれについて、距離（Edge）を計算し、図示することで得られる。

集合同士の類似度をはかる Edge の算出方法として、KH Coder では、Jaccard 係数、コサイン類似度、Euclid 距離を用いて算出することが可能であるが、今回は単語の関連性のみを端的に捉えることに適した Jaccard 係数を用いた方法を用いる。Jaccard 係数の算出は以下の通りとなる。

表 3 日本国憲法・改憲案頻出語上位 20 語リスト

日本国憲法		自民党案		読売案		産経案	
抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
法律	55	法律	79	法律	68	法律	62
定める	44	定める	71	定める	54	定める	52
国会	39	国会	43	議員	42	国	37
議員	36	場合	38	国民	41	国会	37
国民	32	国民	35	国会	40	国民	33
議院	28	議員	34	憲法	31	憲法	30
憲法	28	国	32	衆議院	31	議員	28
衆議院	27	議院	30	内閣	30	衆議院	26
すべて	23	行う	30	議院	28	内閣	23
議決	23	衆議院	28	場合	28	権利	22
内閣	22	権利	24	国	26	行う	22
権利	21	内閣	24	裁判官	26	議院	21
行う	21	内閣総理大臣	24	議決	25	裁判官	18
裁判官	20	議決	23	裁判所	24	保障	18
場合	19	全て	23	参議院	23	地方自治体	17
選挙	19	地方自治体	23	内閣総理大臣	23	議決	16
有する	17	裁判官	20	すべて	22	参議院	16
受ける	16	有する	20	権利	22	裁判	15
国	15	規定	18	行う	19	天皇	15
参議院	14	必要	17	有する	19	内閣総理大臣	15

(著者作成)

まず、ある集合 A と別の集合 B の Jaccard 係数 $J(A, B)$ は、以下の式で定義される。

$$J(A, B) = \frac{|A \cap B|}{|A \cup B|}$$

例えば「法律」の単語が含まれる 55 の条文を集合 A、「定める」(B) の単語が含まれる 44 の条文を集合 B と定義し、うち両者の単語が 38 の条文に同時に登場したとする。この場合 Jaccard 係数 $J(A, B)$ は以下のとおり計算できる。

$$\begin{aligned} J(A, B) &= \frac{|A \cap B|}{|A \cup B|} \\ &= \frac{|A \cap B|}{|A| + |B| - |A \cap B|} \\ &= \frac{38}{55 + 44 - 38} \cong 0.622 \end{aligned}$$

Jaccard 係数が大きいほど、同時に登場した文が多いと判断できる。なお、どちらの語も登場しなかった、すなわち集合 A と集合 B がどちらも空集合 ϕ の場合、 $J(A, B)=1$ とする。

このようにして算出された日本国憲法及び各改憲案のテキストに登場する各単語 Jaccard 係数上位 60 を取り出しマッピングしたものが [図 1] [図 2] [図 3] [図 4] になる。記載してある数値が Jaccard 係数を示す。

こうしたテキスト分析手法によってそれぞれの憲法案がどのような傾向を持っているかを調べることができる。

3.6 対応分析の実施

前節でとりあげたそれぞれのテキストにおける共起ネットワークは、日本国憲法とそれぞれの改憲案の傾向を分析するには適しているが、憲法及び各改憲案の相対的な特徴を捉えるには適さない。そこで憲法及び改憲案を分析対象として、他の憲法及び改憲案に出てこない、いわゆる差異が顕著な単語を取り出し、二次元空間にマッピングする。このことによって、日本国憲法と憲法草案の全てのテキストが形成する憲法及び改憲案の条文が生み出す言語空間の中で、他のテキストと比較した上で、日本国憲法と各改憲案を特徴付ける語を算出することができる。

具体的な手法を確認してみよう。まず、Jaccard 係

表 4 日本国憲法及び各改憲案における特徴的な単語

日本国憲法		自民党案		読売案		産経案	
国会	0.108	法律	0.169	国民	0.099	国	0.103
議員	0.097	定める	0.163	議員	0.093	国民	0.091
すべて	0.091	場合	0.110	憲法	0.086	憲法	0.077
議院	0.084	国会	0.107	内閣	0.085	権利	0.065
憲法	0.082	国	0.090	場合	0.079	保障	0.058
内閣	0.071	行う	0.088	すべて	0.076	地方自治体	0.052
行う	0.068	全て	0.086	衆議院	0.073	天皇	0.052
権利	0.066	議院	0.083	内閣総理大臣	0.068	参議院	0.047
衆議院	0.063	内閣総理大臣	0.072	裁判官	0.062	裁判	0.045
受ける	0.060	権利	0.067	裁判所	0.061	最高裁判所	0.045

(著者作成)

数を用いて、文書と各単語の間の対応度を調べる。そのうち、他の文書に出てこない特徴的な単語を抽出する [表 4]。さらに KH Coder の対応分析機能を用い、日本国憲法及び各改憲案での差異が顕著な語上位 60 語をマッピングするという条件対応分析を行う。その結果として現れたのが [図 5] である。こうした手法を対応分析、またはコレスポンデンス分析と呼ぶ。

図中に現れるバブル (円) の大きさは登場頻度の度合いを示し、スクエア (四角形) は日本国憲法及び各改憲案を特徴付ける語から、それぞれの改憲案の位置づけを行ったものである。

4 分析結果の解釈

4.1 共起ネットワークの解釈

第 1 の特徴は、日本国憲法及び各改憲案に共通して見られる特徴として、「法律」と「定める」の用語がいずれのテキストにおいても強い結びつきである。例えば日本国憲法では、「天皇は、法律の定めるところにより」(日本国憲法第 2 条 2) といった形で現れる。

第 2 の特徴は、日本国憲法では「日本国民」の言葉が「平和」との結びつきの強固さである (前文、9 条)。他の改憲案にはみられない使われ方として現れている。

第 3 の特徴は、日本国憲法と他の改憲案との間に見られる「天皇」に関する他の言葉の結びつきの差である。日本国憲法のみが「天皇」の言葉に複数の特徴的な言葉が結びついている。特に天皇と結びつきの強い言葉として「承認」が日本国憲法では登場していることに注目したい。

第 4 の特徴は、地方自治体 (地方公共団体) に繋がる単語が他の改憲案と比して、日本国憲法に多く

現れている点である。そのため、例えば、自民党案第 20 条 3 項「国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。」といった、日本国憲法で明確に禁止された政教分離について、各改憲案では地方自治体の活動が緩やかに認められている。

第 5 の特徴は、「緊急」「事態」という言葉と「内閣総理大臣」の言葉の結びつきが、日本国憲法以外の改憲案に存在する点である。緊急時における内閣総理大臣の権限が他の改憲案では強いといえる。

第 6 の特徴は、日本国憲法は、他の改憲案と異なり、「憲法」を含む 20 の単語によるネットワーク、「天皇」を含む 14 の単語によるネットワークを作っている点である。他の改憲案では産経案が唯一 15 の単語によるネットワークを有している。[表 2] で示したとおり、それぞれのテキストを構成する文章数・単語数ともに自民党案はどの改憲案よりも多いことがあきらかである。別の視点から捉えれば自民党改憲案では、テキストの中に単語が単発で多く利用されており、その条文の中でしか登場しない単語も多々あると考えられる。典型的には自民党改憲案 9 条に登場する「防衛軍」「軍人」のほか、前文に登場する「大災害」などである。新しい制度の創出を目指すものである以上この結果は当然であるが、その反面、日本国憲法において登場する単語の解釈が統一しやすい反面、自民党改憲案では、各条文において単語の定義や解釈を行わなければ運用できないと考えられる。

4.2 対応分析の解釈

つづけて、作成した対応分析 [図 5] 及びその作成に使用された [表 4] から以下の特徴を挙げるこ

とができる。

第 1 の特徴は、日本国憲法及び各改憲案において、日本国憲法と読売案は近い位相にあるという点である。この両者は傾向としては近いものであると考えられる。しかし、自民党案と産経案においては、それぞれが特徴的な単語の使用によって大きく位相が異なっている。

第 2 の特徴は、自民党案に特徴的な単語として人物では「内閣総理大臣」の単語が使用されている転移ある。[表 3] に示したとおり、自民党案では 24 回、読売案でも 23 回登場する。特に自民党案では [表 4] に示したとおり、各改憲案から相対的に見た場合 Jaccard 係数の値が 0.072 と高く、自民党案を特徴付ける単語であることがわかる。同様に産経案においては、「天皇」の単語が Jaccard 係数の値が 0.052 と特徴的なものとして使用されている。

第 3 の特徴は、さらに日本国憲法及び各憲法案において、[表 3] で示したとおり、「法律」「定める」という単語のこの二つの単語はそれぞれのテキストにおいて頻出の単語であるという点にある。自民党案では特に [表 4] に示したとおり、日本国憲法及び憲法改正案全体のテキストにおいて「法律」が 0.169、「定める」が 0.163 と Jaccard 係数の値が高い。つまり憲法内で様々な規定を行うのではなく、憲法外の「法律」を「定める」ことによって、規定を加えようとする傾向が見られる。例えば自民党改憲案 9 条 2 項では「国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。」という具合に。

第 4 の特徴は、日本国憲法及び読売案では、「国民」、「内閣」、「衆議院」、「参議院」、「裁判所」といった統治機構に関する単語が特徴付けられる言葉である点である。これらの言葉は日本国憲法を学んだことのある学生なら誰でも耳なじみの言葉であるが、これらが自民党案及び産経案では、日本国憲法及び読売案ほどには特徴のある言葉として使用されていないということになる。

5 おわりに

本論文では、憲法及び各改憲案の条文について、一つ一つ言及することは避けてきた。しかし、これまで発表された各憲法学者の指摘を強化するデータになったと考えられる。もちろん、こうした定量テキスト分析には限界もある。例えば改憲論議に

おいて中心的トピックになる自衛隊の規定については、改憲案の条文に言及される条文数が少ないことから、この定量テキスト分析ではデータとして現れない。わずかしか言及されない条文であっても、重要なトピックとして議論されなくてはならないテーマに定量テキスト分析で関わることは難しい。

「改憲」という国の大きなルールを変更するという議論は、国民一人一人に熟考が求められる。一つ一つの条文、そして単語に込められた意味を考えながら各憲法と改憲案に接するとき、本来ならば日本国憲法の条文の一つ一つの成立過程、誕生した背景、憲法学者の声に耳を傾けてもらうことが肝要である。SNS などの台頭により、そのような法学者や専門家の声も届かない時代となったのであれば、こうした定量テキスト分析による客観的な手法による憲法及び改憲案の分析にも多少なりとも貢献する余地があるのではないかと。

謝辞

本論文の構想は、本校赴任後から学内外でデータベースシステムの構築と運用、学生や後輩への指導に預かることができたことで生まれた。データベースシステム設計に長年携わらせて頂いたキング鉄道広告株式会社各位、宮崎県中小企業会の各位、立命館アジア太平洋大学でのデータベース論受講者各位に御礼申し上げたい。また同僚の友安一夫先生には、Jaccard 係数の算出方法について多くのご教示を頂いた。何よりも本論文の定量テキスト分析は、樋口耕一先生作成による KH Coder という素晴らしいソフトウェアと書籍がなければ実現しなかった。深く感謝申し上げます。

注

- 1) 読売新聞 2020 年 5 月 3 日付全国版、朝日新聞 2020 年 5 月 3 日付全国版世論調査結果より。
- 2) 毎日新聞社 2020 年 5 月 3 日付全国版による世論調査結果より。
- 3) 読売新聞社による「読売憲法改正試案」は、1994、2000、2004 年にわたって発表されている。
- 4) 伊藤真(2018)では、逐条的に自民党憲法案の一つ一つの条文を解説し、その不備を指摘しているほか、横田耕一(2014)は、憲法学者の手によって日本国憲法と自民党憲法改正草案の理念の違いから問いただされている。
伊藤真：増補版赤ペンチェック自民党憲法改正草

案, 大月書店, 2018

横田耕一: 自民党改憲草案を読む, 新教出版社,
2014

- 5) 日本国憲法の改憲案については、国立国会図書館が詳細にデータをまとめている。次の分権は、網羅的に憲法改正に関する文章をまとめている。元尾竜一: 最近の主な日本国憲法改正提言, 調査と情報 856号, 2015
- 6) 解析に使用した原文となるテキストは以下のとおりである。
自由民主党: 日本国憲法改正草案, 自由民主党, 2012
読売新聞: 読売憲法改正試案全文, 読売新聞全国版 2004年5月3日付、2004
産経新聞社: 国民の憲法, 国民の憲法, 産経新聞社, 214-265、2013
- 7) 2020年現在、KH Coder は公式ホームページから Windows、Mac OS、Linux 用に無料ダウンロードできる。 <https://kncoder.net/>

参考文献

- 1) 自由民主党憲法改正推進本部: 憲法改正草案 Q & A, 2012
- 2) 自由民主党: 新憲法草案, 自由民主党, 2005
- 3) 自由民主党: 日本国憲法改正草案, 自由民主党、2012

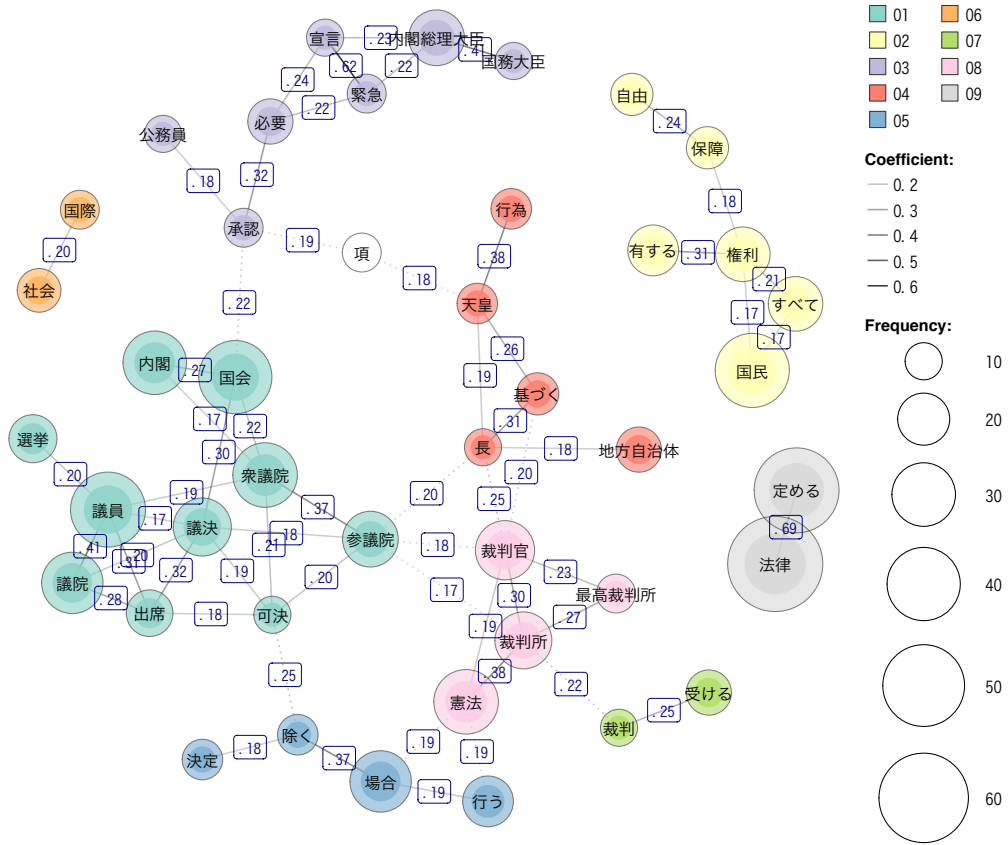


図3 読売案共起ネットワーク

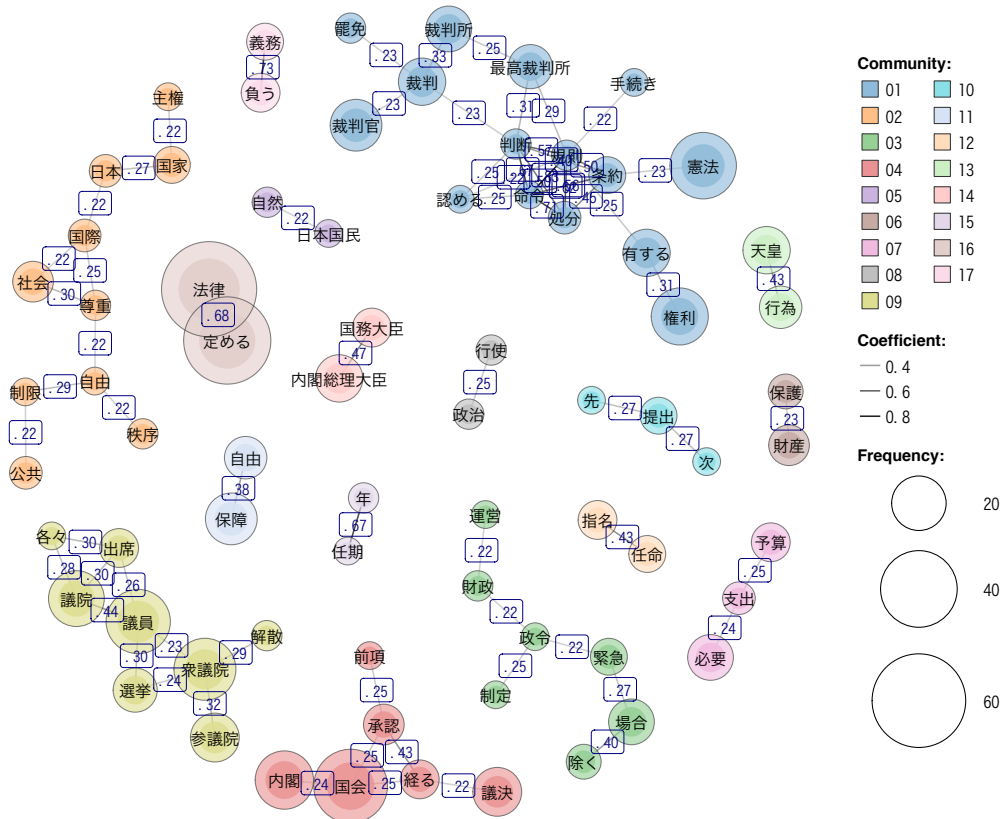


図4 産経案共起ネットワーク

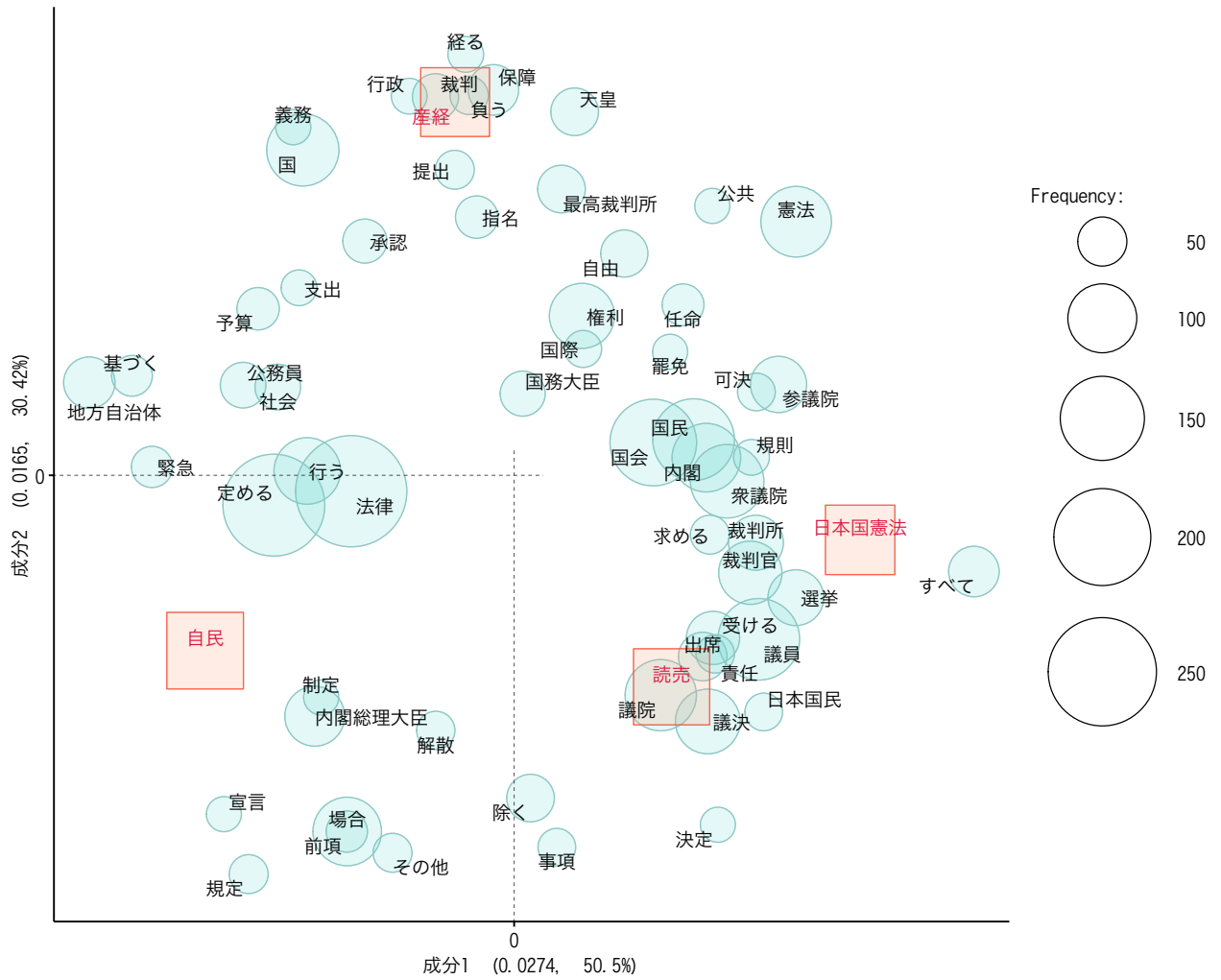


図 5 日本国憲法及び各改憲案の対応分析結果